



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

かいけつサポートは、
法務大臣の認証を受けた「紛争解決サービス」です。

労働問題の**トラブル**や**お悩み**は 社労士会労働紛争解決センター東京へ!

社労士会労働紛争解決センター東京は、労使関係、退職、解雇、賃金未払、パワハラ等の労働問題に対応。納得するまで問題を掘り下げ、話し合い（あっせん）による解決・和解に向けてサポートいたします!

当センターの 特徴

特徴その1

費用は無料。

一切かかりません。

(但し、代理人を依頼される場合は、別途費用が必要です)

特徴その2

**平日夜間(17:00~20:00)
土曜日に実施**します。

特徴その3

納得されるまで複数回
(原則3回) 対応が可能です。
(相手方が応じない場合、解決する
メリットを伝え説得します)

特徴その5

**使用者(会社)からの
あっせん申し立ても歓迎**します。

(企業の実情を熟知している
特定社会保険労務士が対応します)

特徴その4

複数の特定社会保険労務士

(あっせん委員) に対応します。

(内容により、弁護士の助言・同席や
専門家の参加もあります)

お問い合わせ

法務大臣認証、厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター東京
(東京都社会保険労務士会内)

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階

<http://www.kaiketu-sr.jp>

TEL

03-5289-0751

社労士会労働紛争解決センター東京

検索

※あっせん申立ての手順は、裏面をご覧ください。▶

TKN社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 高野 裕之 03-6315-8830

あっせん申立て の手順(流れ)

1. 本会設置の「総合労働相談所」にて 相談

労働問題無料相談窓口「総合労働相談所」(事前
予約制・予約 TEL: 03-5289-8833 (受付: 月～金、
10:00～16:00))にてご相談ください。

2. センター東京へあっせん手続きの依頼

当センターを紹介されましたら、担当職員が
あっせん手続について「事前説明」をいたします。

3. あっせん手続の申立て

当センターで対応する事案であるかどうか、申
立て内容を審査します。

4. 受付・受理

申立書、代理人選任届(代理人を依頼される場
合のみ)、申立て内容に関する資料をご用意くだ
さい。

5. 被申立人への通知、意思確認、制度 説明

申立書の写し、様式、個別労働関係紛争解決の
しおり等を送付します。

6. 被申立人が、あっせん申立てを受諾

被申立人があっせん申立てに応じない場合、
あっせん手続はここで終了します。

7. 申立人、被申立人(当事者双方)に 通知

あっせん委員を通知するとともに当事者の日程
を確認し、あっせん期日を7日前までに通知します。

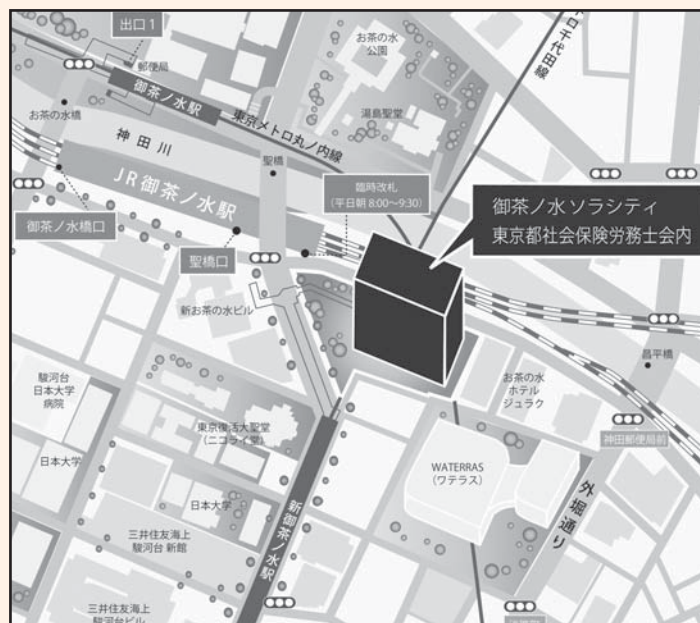
8. 当センターあっせん室にて、あっせん 手続を実施

あっせん委員(特定社会保険労務士)2～3名
が双方とも交互に面接します。

9. 和解成立(和解契約書の作成)、申立 人の取下げ、センター長による手続終了の決定(打切り)

あっせん手続終了となり、双方に通知します。

【社労士会労働紛争解決センター東京案内図】



TKN社会保険労務士事務所は、個別労働関係紛争における、代理人として、あっせんによる解決実績が複数回あります。

裁判等と比較すると諸費用は低額にて、労使紛争の解決が可能です。

労使トラブルで、お困りの方は、会社の方でも労働者の方でも大丈夫です。お気軽にお問い合わせください。

03-6315-8830